

---

プロジェクト **金利指標改革に起因する会計上の論点**

項目 **金利指標改革に関する論点の識別及び今後の進め方**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、金利指標改革に起因する会計上の論点を取り上げることとなった背景及び経緯並びに国際的な会計基準の動向についてご説明したうえで、金利指標改革に関する論点の識別及び今後の進め方について、ご意見をお伺いすることを目的としている。

## II. 背景及び経緯

2. 2019 年 3 月 7 日開催の第 35 回基準諮問会議において、金利指標改革に起因する会計上の論点について、包括的に新規テーマとして提言を行い、基準開発の要否も含めて適時に企業会計基準委員会での検討を依頼する旨の提言が行われた。提言にいたった経緯は以下のとおりである。
  - LIBOR(London Interbank Offered rate)は、主要な金利指標のひとつであり、貸出・デリバティブ等の金融商品においてグローバルに幅広く用いられており、参照する取引の残高は全世界で 350 兆ドル超とも言われている。2011 年以降の LIBOR 呈示行による不正操作問題を契機に、可能な限り実取引のデータに基づく金利指標改革が進められるなか、データの不十分さ等からその存在性に疑義が持たれるようになり、足元では 2021 年 12 月末をもって LIBOR の公表が恒久的に停止される見通しが強まっている。
  - 各主要通貨の検討体において、LIBOR の後継候補が各国において検討されており、我が国においても、日本銀行を事務局とした「日本円金利指標に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において、金融機関のみならず、事業法人も含めた幅広い市場関係者による検討が進められている。
  - ただし、LIBOR と親和性のある後継指標の構築は容易ではなく、一部性質の異なる指標も含めた複数の後継候補について並行的に議論されている状況である。
  - このような状況下、従来はいずれも LIBOR を参照していた貸出やデリバティブ等について、相対において異なる後継指標が用いられる事態が想定されている。この場合、特に、検討委員会における検討では、金融機関及び事業法人における重要な財務会計上の懸念の 1 つとして、ヘッジ会計の問題が指摘されている。

- その後 2019 年 4 月 11 日に開催された第 406 回企業会計基準委員会において、金利指標改革に起因する会計上の問題について、基準諮問会議からの新規テーマ提言に基づき企業会計基準委員会の新規テーマとして取り上げ、基準開発の要否も含めて適時に検討を行うことが決定された。

### Ⅲ. 国際的な会計基準の動向

#### IASB の動向

- 2019 年 9 月 27 日開催の第 146 回金融商品専門委員会では、以下をご説明した。詳細については、参考資料 2 を参照のこと。
- 国際会計基準審議会 (IASB) は、会計基準の開発をフェーズ 1 とフェーズ 2 に分け、まず金利指標置換前の論点に対応するフェーズ 1 について 2019 年 5 月に公開草案を公表し、2019 年 9 月 26 日に基準の最終化を行った。
- フェーズ 1 では IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。)のヘッジ会計に関連する論点に絞り、現在の会計基準の要求事項のうち次の 4 点について、企業にすべてのヘッジ関係について例外措置を適用することを要求している。
  - 予定取引の発生可能性が十分に高いかどうか
  - 将来にわたってのヘッジ関係の評価
  - IAS 第 39 号のヘッジ関係の遡及的評価
  - 独立に識別可能なリスク要素
- その後、10 月のボード会議では、金融商品の契約の変更があった場合の取扱いについて、条件変更として会計処理するのか、既存の金融商品の消滅の認識と新たな金融商品の認識として会計処理するのかについて、またその後の会計処理について議論されている。詳細については、参考資料 3 を参照のこと。

金利指標置換時の論点に対応するフェーズ 2 については、今後の検討スケジュールが次のとおり示されている。

タイムライン	議論すべき主な領域
2019年10月	(1) 金融商品の分類と測定
2019年11月	(2) ヘッジ会計
2019年12月	(3) ヘッジ会計 (続き) (4) その他の IFRS 基準
2020年1月	(5) その他／新たに識別した論点 (6) 開示

## FASB の動向

8. 2019年9月27日開催の第146回金融商品専門委員会では、以下をご説明した。詳細については、参考資料2を参照のこと。
9. 米国財務会計基準審議会（FASB）は、金利指標改革に対応する主要な会計上の対応について2019年9月5日に公開草案を公表し、コメント期限は10月7日であった。

公開草案の中では、契約の条件変更について、金利指標改革に直接関連があるものと関連がないものの例示を示したうえで、直接関連があるものについて以下の論点について選択的な便法の適用を認めている。なお、この選択的な便法は2022年12月31日までの取扱いであるとしている。

- (1) 契約の条件変更
- (2) ヘッジ会計

## IV. 論点の識別

10. これまでに国内関係者から聞かれた意見及び国際的な会計基準の対応を踏まえて、現時点でASBJ事務局が認識している論点は以下のとおりである。

### 会計基準を開発する対象となる取引の範囲

11. 金利指標改革への対応として会計基準上、特段の定めを置く場合、財務諸表利用者に提供される情報の有用性が原則的な会計処理結果と比較して大幅に劣るものにならないようにする必要があり、特段の定めを置くニーズやその理由を明確にして、どのような取引に特段の定めを置くかを決定する必要がある。
12. この点、IASBのフェーズ1の基準では、「金利指標改革の影響を直接に受ける金利リスクのヘッジ関係」のみに適用されるとされているが、次項で示しているFASBの公開草案とは異なり、具体的な例示は示されていない。また、現在、検討中のフェ

ーズ2では、契約の条件変更について、金利指標改革に関連する変更についてのみ特段の定めを置くことが検討されている<sup>1</sup>。

13. また FASB の公開草案では、以下のとおり「金利指標改革による直接の影響を受ける契約の変更」を対象とし、その具体的な例示を示している。

金利指標改革に関連のある変更	金利指標改革に関連のない変更
① 参照金利の変更（例えば、LIBOR から他の金利インデックスへの変更）	① 想定元本の変更
② 既存の指標と代替指標の差によるスプレッド調整	② 満期日の変更
③ 更改期間、日数計算、支払日、及び再値付け(repricing calculation)等（例えば、前決め金利から翌日物後決め複利への変更）	③ ローンの仕組みの変更（例えば term loan から revolver loan への変更）
④ 既存の組込み金利オプションの権利行使価格の変更	④ 取引相手の信用リスクのスプレッドの変更
⑤ アウト・オブ・ザ・マネーの金利にフロア又はキャップを追加すること	⑤ 指標金利に関連のない基礎数値又は変数の追加（例えば金の価格に関連した支払の追加など）
	⑥ イン・ザ・マネーのキャップ又はフロアの追加
	⑦ 財務的な困難がある借手への譲歩
	⑧ 期限前返済又は転換オプションの追加又は削除
	⑨ レバレッジの性質の追加又は削除
	⑩ 原資産を利用する権利の追加又は終了
	⑪ リース契約における更新、終了又は買取りオプション条件の変更
	⑫ 取引相手の変更

### 契約条件の変更時の取扱い

14. 日本基準においては、以下の IFRS 及び米国会計基準のように実質的な条件変更の場合に、金融資産又は金融負債の消滅の認識及び新たな金融資産又は金融負債の認

<sup>1</sup> 2019年10月 IASB ボード会議 アジェンダ・ペーパー14A

識とする会計基準は存在しないが、金利指標改革への対応として特段の定めが必要かどうかを検討する必要がある。

なお、ヘッジ会計の適用上、ヘッジ対象又はヘッジ手段が参照金利の置換えにより消滅するか否かが、ヘッジ会計の終了又は中止となるかどうかの判断に関連する(本資料第21項から第23項参照)。

### (IFRS 及び米国会計基準の現行の取扱い)

- IFRS 第9号では、金融負債の条件変更が行われ、新たな条件が実質的に異なる条件となる場合には、当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理をすることが要求されている(IFRS 第9号3.3.2項)。また、新たな条件が実質的に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合であるとされている(IFRS 第9号B3.3.6項)。

また、金融資産についても、金融負債の要求事項を参考に、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉又は条件変更が、実質的に異なる場合には、既存の金融資産の認識の中止と新たな金融資産の認識として会計処理をするものと解釈されている。

- 米国会計基準においても、金融負債についてはIFRSと同様に、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合には、当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理することが要求されている(FASBによる会計基準のコード化体系(ASC)第470-50-40-6項、470-50-40-10項)。
- また、米国会計基準の金融資産については、貸出金等に関する費用の会計処理に関する基準の中で、条件変更によりキャッシュ・フローの割引現在価値が少なくとも10%異なる場合には、条件変更後の貸出金等について新たな貸出金として取り扱う旨の要求事項が存在している(いわゆる「10%テスト」)(ASC第310-20-35-11項)。
- これらの要求事項は、このような条件変更は、実質的に金融商品の消滅と新たな金融商品の認識と同様の経済効果をもたらすと考えていることを背景としておりと考えられる。

### (契約条件の変更に関するIFRS 及び米国会計基準の金利指標改革への対応)

- FASBの公開草案では、金利指標改革に直接関連して行われた条件変更については、いわゆる「10%テスト」を実施することなく、契約の継続とみなすことが提案されている。
- また、IASBでは現在、フェーズ2の論点として議論されているところである。具体

的には、実質的な条件変更かどうかの判断基準、及びその判断後、実質的な条件変更と実質的でない条件変更の会計処理について、例外的な措置が必要かどうかを検討している。

## ヘッジ会計に関する論点

### (ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点)

#### 現行基準の定め

21. ヘッジ会計は、ヘッジ手段が消滅した場合にはその適用を中止しなければならない。また、ヘッジ対象が消滅したときは、ヘッジ会計は終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない(金融商品会計基準第34項、金融商品実務指針第181項)。
22. ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の参照金利が変更される場合の論点については以下が考えられ、特段の定めを置くかどうかについて検討が必要である。

#### 発生し得る論点

23. 既存のヘッジ関係について、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照金利の変更のタイミングが異なる場合が考えられる。例えば、ヘッジ手段の参照金利が先に変更された場合、ヘッジ手段が消滅したとされるかどうかにより、ヘッジの中止の会計処理が求められるかどうか決定されるため、ヘッジ手段の消滅となるかどうかの検討が必要である。また、ヘッジ対象の参照金利が先に変更された場合、ヘッジ対象が消滅したとされるかどうかにより、ヘッジの終了の会計処理が求められるかどうか決定されるため、ヘッジ対象の消滅となるかどうかの検討が必要である。

(図表 1)

	現状	ヘッジ手段のみ 変更	ヘッジ対象も 変更
ヘッジ手段 (デリバティブ等)	円 LIBOR	RFR +スプレッド調整	RFR +スプレッド調整
ヘッジ対象 (貸出・債券等)	円 LIBOR	円 LIBOR	ターム物金利 +スプレッド調整
(参考) IASB における フェーズ分け		フェーズ 1	—

**(予定取引の発生可能性に関する論点)**

**現行基準の定め**

24. 予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。予定取引がヘッジ対象となり得るかどうかは、予測可能性及び発生可能性についての判断が求められている（金融商品会計基準注 12、金融商品実務指針第 162 項等）。
25. ヘッジ対象として予定取引を指定している場合の論点については以下が考えられ、検討を行う必要がある。

**発生し得る論点**

26. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象について LIBOR のように公表停止が見込まれている金利指標を参照している場合には、当該金利指標を参照した取引の発生可能性に疑義が生じ、ヘッジ対象としての要件を満たさなくなる可能性が生じる。

**(ヘッジの有効性評価に関する論点)**

**現行基準の定め**

27. ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ取引時及びヘッジ取引時以降において、ヘッジ有効性の評価を行うことが要求されている（金融商品会計基準第 31 項、金融商品実務指針第 143 項、146 項、第 156 項等）。
- (1) ヘッジ取引時において、企業はヘッジ手段がヘッジ対象のリスクを相殺できるかどうか、その有効性を予測しておくことが要求される（事前テスト）。
- (2) ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれているかどうかを、決算日には必ず、少なくとも 6 か月に 1 回程度、確かめなければならない。ヘッジの有効性判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額の比率がおおむね 80% から 125% までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があると認められる（事後テスト）。
28. ヘッジ会計の有効性評価に関する論点については以下が考えられ、検討を行う必要がある。

**発生し得る論点**

29. 事前テストに関しては、金利指標改革の結果、将来のある時点でヘッジ対象又はヘッジ手段の契約の参照金利が置き換わる可能性がある場合、事前テストにおける有

効性の評価に影響する可能性がある。例えば、ヘッジ対象及びヘッジ手段が将来のある時点で異なるタイミングで変更される場合、又は変更後の金利が異なることが判明している場合に、事前テストの結果に何かしらの例外措置を与える必要があるかどうかを検討する必要がある。

30. 事後テストにおいては、以下の2つの局面でそれぞれ有効性の判定に影響を及ぼす可能性があり、その結果、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の変動額の比率が80%から125%の範囲外となった場合に、ヘッジ会計の中止とするのか継続を認めるのかが論点となる。
- (1) 既存のヘッジ関係について、参照金利置換前の時点で、将来のいずれかの時点で参照金利が置き換わる可能性が現在の時価に織り込まれる結果、事後テストの結果に影響を及ぼす場合
  - (2) 既存のヘッジ関係について、参照金利置換後に、過去の参照金利と金利水準が異なる（例えば、「LIBOR≠リスク・フリー・レート＋スプレッド調整」となる場合）結果、事後テストの結果に影響を及ぼす場合

### (金利スワップの特例処理)

#### 現行基準の定め

31. 資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、以下の要件をすべて満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる（金融商品会計基準注14、金融商品実務指針第178項等）<sup>2</sup>。
- (要件)
- (1) 金利スワップの想定元本とヘッジ対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致
  - (2) 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致
  - (3) ヘッジ対象資産又は負債が変動金利の場合、その基礎となっているインデックスと金利スワップで受払される変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致
  - (4) 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象資産又

---

<sup>2</sup> なお、金融商品実務指針第158項では、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、高い有効性があると認められる場合であるとみなされる場合として、有効性の判定を省略することができることとされており、金利スワップについては特例処理の要件に該当すると判定される場合、その判定をもって有効性の判定に変えることができることとされている。

は負債とほぼ一致

- (5) 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定(同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること)
  - (6) 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺するものであること
32. ヘッジの有効性に関連して、金利スワップの特例処理に関する論点は以下が考えられ、検討を行う必要がある。

**発生し得る論点**

33. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象又はヘッジ手段の参照金利が置き換わった場合、特に要件(3)、(4)及び(5)に影響する可能性があり、それぞれ以下の場合に金利スワップの特例処理の適用を引き続き認めるかどうか論点となる。
- (1) ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照金利の変更のタイミングが異なる場合
  - (2) ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照金利が異なる参照金利となる場合

**(包括ヘッジに関する論点)**

**現行基準の定め**

34. ヘッジ対象の識別において、リスクの共通する資産又は負債等をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する方法(包括ヘッジ)が認められている(金融商品会計基準注11)。

包括ヘッジを適用するためには、グループ内の個々の資産又は負債のリスク要因が共通しており、かつ、リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産又は負債との間でほぼ同様であることとされている。そして、「ほぼ同様」とは、個々の資産又は負債の時価の変動割合又はキャッシュ・フローの変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して、上下10%を目安のその範囲内である場合とされている(金融商品実務指針第152項)。

35. 包括ヘッジに関する論点は以下が考えられ、検討を行う必要がある。

**発生し得る論点**

36. 金利指標改革の結果、ヘッジ対象に指定されているグループ内に存在している個々の資産又は負債の参照金利が置き換わる場合、その移行のタイミングが異なることにより、上述の要件を一時的に満たさなくなることが考えられ、引き続き包括ヘッジを認めるかどうか論点となる。

**(ヘッジ会計に関する IFRS 及び米国会計基準の金利指標改革への対応)**

37. IASB はフェーズ 1 において、ヘッジ会計の論点のうち、予定取引の発生可能性の論点、将来にわたってのヘッジ関係の評価、IAS 第 39 号のヘッジ関係の遡及的評価及び独立に識別可能なリスク要素に関する論点についての例外措置を定めている。また、その他のヘッジ関係の論点については、フェーズ 2 において 2019 年 11 月以降のボード会議で議論する予定であるとしている。
38. 一方、FASB の公開草案では、前項の IASB の論点に加え、ヘッジ関係にある契約が条件変更になった場合や簡便的なヘッジ会計である「ショートカット・メソッド」の適用についても、選択的な簡便法の適用を認めることを提案している。

**本取扱いの適用時期、経過措置及び終了時期**

39. IASB のフェーズ 1 及び FASB の公開草案では、適用時期及び経過措置について次のように定められている。

	IASB フェーズ 1	FASB 公開草案
適用時期	2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度（早期適用可）	基準最終化後直ちに適用される。
経過措置	企業がこれらの要求事項を最初に適用する報告期間の期首時点で存在していたか又はその後指定されたヘッジ関係に遡及適用される。	将来に向かって適用される。
終了時期	明確な終了時期は規定されておらず、キャッシュ・フローに関する不確実性が存在しなくなったときとされている。	2022 年 12 月 31 日までに発生した条件変更やヘッジ関係に適用するとしている。

仮に日本基準において特段の定めを置く場合、遡及適用が必要であるか、また、適用の終了時期をどのように定めていくかが論点となる。

**開示**

40. 本取扱いにより、原則的な会計処理と異なる会計処理を適用している場合には、比較可能性の観点から開示の検討を行う必要がある。

**(開示に関する IFRS 及び米国会計基準の金利指標改革への対応)**

41. IASB のフェーズ 1 では、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正して、例外措置を適用している企業に対して、金利指標改革から生じる不確実性に関する一定の開示を行うことを要求している。またフェーズ 2 に関する開示については、2020 年 1 月

のボード会議で審議する予定であるとしている。

42. 一方、FASB の公開草案では、選択的な便法の適用の選択をした企業に対して、これらを選択の性質と理由について開示することを提案しているが、追加的にどのような定量的又は定性的な開示が有用かどうかについて、公開草案に対する質問に含めている。

#### ディスカッション・ポイント

本資料第 10 項から第 42 項に示した論点について、ご質問又はご意見をお伺いしたい。また、その他、検討すべき論点はあるか。

### V. 会計基準の開発の着手の要否

43. 本資料の第 4 項から第 9 項で述べた IASB 及び FASB の動向をまとめると以下のとおりである。

#### (1) IASB

ヘッジ会計に関する金利指標置換前の論点を扱うフェーズ 1 については 2019 年 9 月 26 日に最終化され（2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度より適用、早期適用可）、契約変更及びヘッジ会計に関する金利指標置換時の論点を扱うフェーズ 2 については 2020 年 1 月までボードにおける審議が行われる予定であり、その後、公開草案が公表される予定である。

#### (2) FASB

2019 年 9 月 5 日に契約変更及びヘッジ会計に関する公開草案が公表され、コメント期限は 2019 年 10 月 7 日であった。今後、最終化に向けての審議が行われる予定である。

44. これまで、国際的な会計基準の動向や制度改正の状況を踏まえて、基準開発の要否も含めて、今後、適時に検討を開始するとしてきたが、前項に記載のとおり、国際的な会計基準設定主体において検討が進んできており、また、「IV. 論点の識別」で示したとおり、主にヘッジ会計に関して対応が必要であると考えられるため、ヘッジ会計を中心として、会計基準の開発に着手してはどうか。

#### ディスカッション・ポイント

金利指標改革に対応するため、ヘッジ会計を中心に会計基準の開発に着手するという事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

## VI. 仮に開発に着手した場合の今後の進め方

45. 仮に前項で述べた事務局の提案に従い会計基準の開発に着手することになった場合、その進め方についても検討する必要がある。
46. IASB における検討ではフェーズ分けが行われているが、以下の理由により、金利指標改革に関連する論点の全体についてまとめて公開草案を公表することが考えられる。フェーズ分けする場合に生じる懸念点としては次の事項が考えられる。
- (1) IASB は、金利指標置換前の論点（フェーズ 1）と金利指標置換以後の論点（フェーズ 2）で検討を分けているが、フェーズ 1 の結果がフェーズ 2 に影響を与える可能性もあり、フェーズ分けすることにより手戻りが発生するリスクも生じる。
- (2) 一部の論点のみを先に検討する場合、公開草案の公表やコメント募集期間を複数回設定する必要があるため運用が複雑となり、また、全体の完了時期が遅延する可能性がある。
47. 全体についてまとめて公開草案を公表する場合、2020 年 2 月ないし 3 月までに公開草案を公表することを目標とすることが考えられる。
48. その場合、基準の最終確定が 2020 年 4 月以降になるが、2020 年 3 月決算に間に合うように、特に緊急の対応を行うべき論点があるかどうかについてご意見をお伺いしたい。

なお、この点について、2019 年 10 月 23 日に開催された金融商品専門委員会では、審議事項(4)-3 に記載のとおり、特段、緊急の対応を行うべき論点は聞かれていない。

### ディスカッション・ポイント

仮に会計基準の開発に着手するとした場合、本資料第 46 項及び第 47 項で示した今後の基準開発の進め方について、ご質問又はご意見をお伺いしたい。また、第 48 項で示した 2020 年 3 月決算に間に合うように、特に緊急の対応を行うべき論点があるかどうかについて、ご質問又はご意見をお伺いしたい。

以 上

## 別紙 金利指標改革に起因する例外措置の論点一覧

以下の表は、IASB のフェーズ 1 及び FASB が公表した公開草案の内容と、関連する日本基準の論点を比較したものである。

(略記について)

- ・ 基準＝企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」
- ・ 実務指針＝会計制度委員会報告第 14 号「金融商品に関する実務指針」
- ・ Q&A＝「金融商品会計に関する Q&A」
- ・ 複合金融商品適用指針＝企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」

検討項目	IFRS	米国会計基準	日本基準	
			現行基準	論点
I. 範囲	・金利指標改革(改革)から直接影響を受けるヘッジ関係(ヘッジ対象又はヘッジ手段のキャッシュ・フローのタイピング又は金額に不確実性が存在するもの)	・LIBOR 又は改革の結果、停止されることが予想される金利指標を参照している契約		・例外措置の適用範囲をどのように定めるか。
II. 契約の変更	NA	・改革に関連して変更される契約については、その変更は「重要でない」と見做して、消滅の認識と新たな契約の	・消滅の認識に関する関連する定量基準はない。	・下記のヘッジ関係との継続可否との関係で検討する必要がある。

検討項目	IFRS	米国会計基準	日本基準	
			現行基準	論点
		認識をする必要がない。 ・例示を設けて、ガードレールを示している。		
Ⅲ. ヘッジ会計 重要な契約 の変更	NA	・ヘッジ手段について、上述Ⅱ.で適格な変更とされた契約の変更があったとしても、ヘッジ関係の終了としなくてよい。	・ヘッジ対象が消滅したときは、ヘッジを終了しなければならない(基準 34、実務指針 181)。	・ヘッジ手段又はヘッジ対象が契約上参照する金利が変更となった契約について、引き続きヘッジ会計が認められるか。いくつかケース分けをして検討することが考えられる。
ヘッジ割合 の変更	NA	・ヘッジ手段又はヘッジ対象の指定部分を増減させることで、ヘッジ割合を変更することができる。	・ヘッジ指定時にヘッジ割合を指定しなければならない(実務指針 150 項)。	・下記「ヘッジ文書の修正」参照
ヘッジ文書 の修正	NA	・企業が、簡便法の適用を選択した場合、ヘッジ関係の変更が識別された後の最初の有効性評価を行うと同時にヘッジ文書にヘッジ関係が修正になったことを追加する。	・ヘッジ取引開始時に、ヘッジ対象のリスクを明確にし、これらの関係を正式な文書によって明確にしなければならない(基準 31、実務指針 143(1)、144、147、148)。	・ヘッジ開始時に文書化した内容が変更された場合にヘッジ会計の継続は可能か。

検討項目	IFRS	米国会計基準	日本基準	
			現行基準	論点
<p>予定取引の発生可能性</p>	<p>・ヘッジ対象の予定取引の発生可能性を判断するにあたり、金利指標が変更されないものと仮定して判断する。</p>	<p>・引き続き予定取引の発生可能性がある」と評価し続けることができる。</p>	<p>・ヘッジ対象となり得るためには、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い必要がある（基準注 12、実務指針 162、328）。</p>	<p>・予定取引の発生可能性の評価について検討が必要である。</p>
<p>ヘッジの有効性評価</p>	<p>(事前評価)                      ・経済的関係若しくは有効性の評価にあたり、金利指標が変更されないものとして評価する。</p> <p>(事後評価: IAS 第 39 号のみ)                      ・不確実性が存在する期間、有効性評価の結果が 80-125%の範囲外となってもヘッジ会計を引き続き適用する。</p>	<p>(FV ヘッジ)                      ・ヘッジ対象が、ベンチマーク金利の変動に基づく公正価値の変動リスクとして指定されている場合、一定の要件を満たせば、以下が認められる。</p> <p>(1) 指定されたベンチマーク金利を、他の適格なベンチマーク金利に変更すること</p> <hr/> <p>(CF ヘッジ)</p>	<p>(事前テスト)                      ・ヘッジ取引開始時に、対象となるリスクや有効性評価の方法を明確にしたうえで、有効性を予測しておく必要がある（基準 31 (1)、実務指針 143、314、314-2 等）</p> <p>(事後テスト)                      ・ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれていることを確かめなければならない。決算日には必ず、少なく</p>	<p>(事前テスト)                      ・金利指標の変更に伴い有効性の予測が困難な場合であっても、ヘッジ会計を継続することを可能か。</p> <p>(事後テスト)                      ・金利指標の変更に伴い、事後テストの結果が 80-125%の範囲外となってもヘッジ会計の継続が可能か。</p>

検討項目	IFRS	米国会計基準	日本基準	
			現行基準	論点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前評価において、指定したヘッジ手段とヘッジ対象の間のミスマッチを無視することができる。</li> <li>・事後評価で定量テストを行っている場合、ヘッジ手段とヘッジ対象の間のミスマッチを無視することができる。</li> <li>・事後評価で定性テストが認められている場合、定性テストによりヘッジ会計を継続することができる。</li> </ul>	とも6カ月に1回程度実施しなければならない(基準31(2)、実務指針146、155、156)	
金利リスク要素の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク要素が独立して識別可能かどうかの判断は、ヘッジ関係の開始時のみに適用する。</li> <li>・マクロヘッジを適用している場合、その判断はマクロヘッジとして最初に指定されたときのみリスク要素が独立して識別可能かどうかの判断を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASU 2018-16で、SOFRをベンチマーク金利として指定できることとしている。</li> <li>・上記FVの項目参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ対象のうち、特定のリスク要素のみをヘッジすることを意図している場合に、変動額をリスク要素別に区分して把握できるときは、意図されたリスク要素に起因する変動額に基づいて判定する(実務指針156但書)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク要素ごとに有効性の判定を行っている企業の有効性判断をどのように取り扱うか。</li> </ul>
簡便的なへ	NA	・ショートカット・メソッド	・ヘッジ手段とヘッジ対象	・改革に伴う金利指標の変更

検討項目	IFRS	米国会計基準	日本基準	
			現行基準	論点
ツジ会計		の継続適用を認めている。	<p>の重要な条件が同一である場合には、「高い有効性があるとみなされる場合」として、有効性の判定を省略することができる（実務指針158）。</p> <p>・一定の要件を満たした場合には、「金利スワップの特例処理」が認められる（基準注14、実務指針178、Q&amp;A Q58）。</p>	により、「金利スワップの特例処理」の要件が満たされなくなった場合であっても、引き続き特例処理の継続は認められるか。
グループ・ヘッジの取扱い	・下記「適用の終了」参照	<p>・改革の影響を受けると予想される予定取引のポートフォリオのキャッシュ・フロー・ヘッジについて、グループ内の個々の取引がヘッジ対象として指定されたリスク・エクスポージャーと共通していなければならないという要求事項を無視することができる。</p>	<p>・個々の資産又は負債の時価の変動割合が、ポートフォリオ全体の変動割合に対して。上下10%程度の範囲内にある場合には、個々の資産又は負債はリスクに対する反応がほぼ同様であるものとして、包括ヘッジを適用することができる（基準注11、実務指針152）。</p>	・包括ヘッジが行われている場合に、グループ内の一部の資産又は負債のみの契約変更が行われた場合に、グルーピングの変更は必要か。
IV. 適用時期及び経過措置	・2020年1月1日より後に開始する事業年度（早期適用も	・本基準最終版の発行後すぐに、 <u>将来に向かって</u> 適用する		・適用時期及び経過措置をどのように定めるべきか。

検討項目	IFRS	米国会計基準	日本基準	
			現行基準	論点
	可) から適用しなければなら ない。 ・遡及適用(当初からヘッジ関 係が存在していたもののみが 対象)	ことを選択できる。		
<b>V. 適用の終了</b>	・ヘッジ対象及びヘッジ手段 のキャッシュ・フローの不確 実性(タイミング及び金額)が 存在しなくなったとき ・グループ・ヘッジが行われて いる場合に不確実性が存在し なくなったかどうかの判断 は、グループ内の個々の項目 ごとに行う。	・2022年12月31日までの適 用とする。		・例外措置の適用の終了をど のように定めるべきか。
<b>VI. 開示</b>	・IFRS7号に定性的な開示を 追加	・公開草案での質問で、どの ような定量的・定性的な開示 が有用かについて質問がさ れている。		・どのような追加の開示を要 求するべきか。
<b>VII. その他の論 点</b>	NA	・リース契約における分類の 再評価等を実施しなくてよ い。 ・組込デリバティブを区分処 理するかどうかの判断を変	・組込デリバティブ(複合金 融商品適用指針3、4、5)	・その他取扱うべき論点はあ るか。

審議事項(4)-2

検討項目	IFRS	米国会計基準	日本基準	
			現行基準	論点
		<p>更しなくてよい。</p> <p>・その他、適用が想定されるトピックに関して例示を列挙している（収益認識、VIE等）。</p>		

以 上